

守山市立吉身保育園指定管理者募集要項

守山市では、守山市立吉身保育園について、令和 7 年 4 月から指定管理者による運営とするため、以下のとおり指定管理者を募集します。

1 対象施設

守山市立吉身保育園

2 所在地

守山市吉身二丁目 6 番 61 号

3 施設の概要

別紙「守山市立吉身保育園管理運営業務仕様書」（以下「仕様書」という。）および「指定管理者応募概要」のとおりに

4 指定管理者が行う管理基準および業務の内容

仕様書のとおりに

5 指定期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

ただし、管理運営を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがある。

6 管理に要する経費等について

指定管理者に対して、吉身保育園の管理運営業務に必要な経費を指定管理期間中に指定管理料として支払う。

(1) 指定管理料は、市の予算の範囲内で、市と指定管理者が締結する協定において定める。

(2) 指定管理料の支払の時期および方法については、市と指定管理者が締結する協定において定める。

7 応募の資格

指定管理開始時において、認可保育所を 3 年以上運営（令和 7 年 4 月 1 日時点）している社会福祉法人または学校法人であって、法人本部の事務所の所在地が滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県または和歌山県内に有し、かつ、次のいずれにも該当しないこと。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者および破産者で復権を得ない者
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されている法人
- (3) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定管理者の指定の取消しを受け、その取り消しの日から 2 年を経過しない法人（本市の取り消しに限定しない。）
- (4) 本市が行う建設工事等の請負または物品の購入もしくは製造の請負の指名競争入札について指名停止措置を受けている法人
- (5) 私的独占の禁止及び公平取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条または第 8 条第 1 号に違反するとして、公正取引委員会または関係機関に認定された日から 2 年を経過しない法人
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等の規定により更生または再生の手続きをしている法人
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団またはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）もしくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制下にある法人
- (8) 本市における指定管理者の指定の手続きにおいて、その公正な執行を妨げた者または公正な価格の成立を害し、もしくは不正に利益を得るために連合した法人
- (9) 国税および地方税を滞納している法人
- (10) 役員の中に次のいずれかに該当する者がいる法人
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、またはその刑の執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に掲げる暴力団の構成員もしくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者

8 欠格事項

法人が次の要件に該当する場合は、その団体を選定審査の対象から除外する。

- (1) 複数の提案書類を提出した場合
- (2) 申請者、申請者の代理人もしくは申請者の関係者が選定に対する不当な要求を行った場合または守山市指定管理者候補者選定委員会委員に個別に接触した場合
- (3) 申請書類に虚偽または不正があった場合
- (4) 応募資格がなかった場合
- (5) 申請書類提出後に事業計画を変更した場合
- (6) その他不正な行為があった場合

9 申請書類

指定管理者の指定を受けようとする法人は、指定管理者申請書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて提出期間中に市長に提出すること。

(1) 法人に関する書類

- ア 定款または寄附行為の写しおよび登記事項証明書（法人登記簿謄本、法人印鑑証明書）
- イ 前事業年度の貸借対照表、損益計算書、株式資本変動計算書および財産目録
- ウ 市税滞納有無調査承諾書（別記様式第4号）
- エ 国税の納税証明書（法人税および消費税）
- オ 地方税の納税証明書（法人事業税および地方消費税）
- カ 労働保険料納付済証明書
- キ ISO14001・9001を取得している者は、登録書の写し
- ク 申請書を提出する日の属する事業年度の経営計画書および収支計算書
- ケ 直近3年間の経営報告書
- コ 決算にかかる監査資料
- サ 令和4年～6年の人員表
- シ 法人概要（別記様式第5号）
- ス 類似施設管理実績一覧表（別記様式第6号）
- セ 組織図
- ソ 役員名簿
- タ 代表者の住民票
- チ 福祉政策に関する取組み（障害者の雇用状況等）

(2) 現在運営している認可保育所に関する書類

- ア 保育計画
- イ 年間指導計画
- ウ 運営保育所職員配置表
- エ 未就園児を対象とした子育て支援（令和5年度実績）
- オ 保育所指導監査結果の写し（直近3年間分）
- カ 第三者評価結果の写し（審査を受けている場合）
- キ 保育園満足度調査の写し（審査を受けている場合）
- ク 保育所視察調書（別記様式第7号）
- ケ 施設の概要がわかる資料

(3) 吉身保育園の管理運営提案に関する書類

- ア 事業計画書（別記様式第2号）
- イ 管理運営に関する収支予算書（5ヶ年）（別記様式第3号）
- ウ 運営提案書の概要

- エ 運営提案書
- オ 職員配置予定表（別記様式第 8 号）
- カ 勤務体制予定表（別記様式第 9 号）
- キ 年間指導計画
- ク 職員研修計画
- ケ 危機・安全管理計画

(4) 引き継ぎに関する書類

- ア 引継保育を受けるための心がまえ（別記様式第 10 号）

(5) その他市長が必要と認める書類

10 応募方法

(1) 募集要項および仕様書の配布

ア 配布期間

令和 6 年 9 月 30 日（月）から令和 6 年 10 月 10 日（木）まで（ただし、土曜日、日曜日および祝日を除く。）

イ 配布時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（正午から午後 1 時までの間は除く。）

ウ 配布場所

守山市吉身二丁目 5 番 22 号

守山市役所 2 階 こども家庭部 保育幼稚園課

守山市ホームページ <http://www.city.moriyama.lg.jp>

エ 配布方法

直接配布、郵送配布（郵便料金は申請者の負担）または守山市ホームページからのダウンロード

(2) 申請書の提出について

ア 提出期限

令和 6 年 10 月 24 日（木）まで（ただし、土曜日、日曜日および祝日を除く。）

イ 提出時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（正午から午後 1 時までの間は除く。）

ウ 提出場所

守山市吉身二丁目 5 番 22 号

守山市役所 2 階 こども家庭部 保育幼稚園課

エ 提出方法

申請書に必要書類を添えて、持参すること。郵送による提出は不可とする。

オ 提出部数

10 部（正本 1 部、副本 9 部）および電子データ（PDF）

カ その他

- (ア) 提出書類は返却しない。
- (イ) 提出書類は、必要に応じてファイル綴じすること。
- (ウ) 申請に係る経費は申請者の負担とする。

11 公募の説明会の開催

申請方法、提出書類などについて説明会を開催する。参加人数は1法人につき2人までとし、当該法人の名称および氏名をあらかじめ連絡すること。

なお、説明会の参加は任意であり、参加しないことで選考において不利になることはない。

- (1) 開催日時 令和6年10月3日（木） 午前10時から1時間程度
- (2) 開催場所 守山市役所2階 22会議室
- (3) 参加申込 説明会への参加を希望する法人は、令和6年10月1日（火）午後3時までに参加申込書（別記様式第11号）を守山市役所こども家庭部保育幼稚園課に持参または郵送するか、Eメールで送信すること。
- (4) 質問および回答

ア 受付期間

令和6年10月1日（火）から10月8日（火）まで（ただし、土曜日、日曜日および祝日を除く。）

イ 受付時間

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間は除く。）

ウ 質問方法

質問内容を文書（別記様式第12号）で提出すること。

エ 受付場所

守山市吉身二丁目5番22号

守山市役所2階 こども家庭部 保育幼稚園課

電話：077(582)1129

Eメール：hoikuyochien@city.moriyama.lg.jp

オ 回答

令和6年10月10日（木）から守山市役所2階 保育幼稚園課カウンターで公開する。

12 選定方法

守山市指定管理者候補者選定委員会が、応募者から提出された申請書類および各応募者の提案説明により候補者を選定する。なお、選定委員会は非公開とするが、申請書類および選定委員会の議事録は、守山市情報公開条例（平成11年条例第21号）

に基づく公文書公開の対象文書となる。

13 選定基準

- (1) 住民の平等な利用の確保およびサービスの向上が図られること。
- (2) 保育の質の向上が図られること。
- (3) 保護者との信頼関係を構築するための仕組みづくりがなされていること。
- (4) 施設の適切な維持管理のもと、適切に施設の運営が行われること。
- (5) 施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- (6) 事業計画書等に沿った管理運営を安定して行う人員、資産その他の経営基盤および能力を有すること。
- (7) その他関係法令を遵守し、児童の安全が確保されること。

14 指定管理者の指定に至る今後の日程

- | | |
|-------------------------|--------------------------------------|
| (1) 応募書類配布 | 令和 6 年 9 月 30 日（月）から 10 月 10 日（木）まで |
| (2) 公募説明会 | 令和 6 年 10 月 3 日（木） |
| (3) 質問受付 | 令和 6 年 10 月 1 日（火）から 10 月 8 日（火）まで |
| (4) 質問回答 | 令和 6 年 10 月 10 日（木）から 10 月 17 日（木）まで |
| (5) 応募受付期限 | 令和 6 年 10 月 24 日（木） |
| (6) 選定委員会による審査 | 令和 6 年 11 月 7 日（木） |
| (7) 審査結果通知 | 令和 6 年 11 月中旬 |
| (8) 指定管理者との協議および仮協定書の締結 | 令和 6 年 12 月 |
| (9) 市議会による指定管理者の議決 | 令和 6 年 12 月下旬 |
| (10) 指定管理者との協定書の締結 | 令和 7 年 1 月 |
| (11) 引継保育期間 | 令和 7 年 1 月協定書締結日から令和 7 年 6 月 30 日まで |
| (12) 業務開始 | 令和 7 年 4 月 1 日 |

15 その他

(1) 事務所の使用について

吉身保育園は、施設を管理・運営するために使用するものとし、指定管理者である法人自身の事務所とは区別すること。

(2) 納税義務について

指定管理者は、国税（法人税、消費税等）、県税（県民税、事業税等）および市税（市民税等）の納税義務者となることがある。詳しくは関係機関へ問い合わせること。

(3) 監査委員による監査

市は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 10 項の規定により、

指定管理者の管理する公の施設の適正を期するため、指定管理者に対して当該管理の業務もしくは経理の状況に関し報告を求め、実地について検査し、または必要な指示をすることができる。また、同法第 199 条第 7 項の規定に基づく監査委員による監査を行うことがある。

16 担当課（問い合わせ先）

〒524-8585

守山市吉身二丁目 5 番 22 号

守山市役所 2 階 こども家庭部 保育幼稚園課

電話：077(582)1129

E メール：hoikuyochien@city.moriyama.lg.jp